

第 5115 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2014年)平成26年 11月 26日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 弔慰金の取扱い

Q：過労で倒れた従業員が、先日亡くなりました。退職金のほかに弔慰金を支給しようと思いますが、どのような取扱いになっていますか？

A：次のような取扱いになっています。

【解説】

相続税では、次の金額を弔慰金等に相当する金額として取り扱い、その金額を超える部分の金額があるときは、その超える部分に相当する金額は退職手当金等に該当するものとして取り扱うこととしています。

- ①被相続人の死亡が業務上の死亡であるときは、その被相続人の死亡当時における賞与以外の給与の3年分に相当する金額
- ②被相続人の死亡が業務上の死亡でないときは、その被相続人の死亡当時における賞与以外の給与の半年分に相当する金額

なお、ここでいう「業務」とは、当該被相続人に遂行すべきものとして割り当てられた仕事をいい、「業務上の死亡」とは、直接業務に起因する死亡又は業務と相当因果関係があると認められる死亡をいうものとして取り扱われており、具体的には、次の場合には業務上の死亡に該当するとされています。

1. 自己の業務遂行中に発生した事故により死亡した場合
2. 作業の中断中の事故であっても、業務行為に付随する行為中の事故によって死亡した場合
3. 事故の業務に直接起因して健康を害し又は潜在していた疾病が発病し死亡した場合

